

## 創業セミナー受講者募集

**阿** 蘇市で創業を考えている人を対象とする創業セミナーを開催。創業の基本から創業計画書作成までを、専門家が詳しく分かりやすく説明します。

**とき** いずれも午後6時30分～午後9時  
10月3日(木)・10日(木)・17日(木)・24日(木)・31日(木)

**ところ** 阿蘇市商工会 一の宮支所2階

**カリキュラム** 創業するまでの流れ、創業融資、  
税務、収益・収支計画、創業計画書作成

**受講料** 無料(5日間)

**申込方法** 事前申込みが必要。電話、市商工会ホームページまたはQRコードから申し込んでください。

**申込期限** 9月30日(月) 午後5時

**申込 & 問合せ先**

☎ 阿蘇市商工会 一の宮支所

☎ 22-0789 FAX 22-1299



申込フォーム

いろいろな情報をお届け。

# くましの インフォ メーション



## 市政報告会を開催します

**市** 民の皆さまに市政への理解や興味を深めていただくため、市政報告会を開催します。市長、教育長、阿蘇医療センター院長が、現在取り組んでいるさまざまな施策を分かりやすく説明します。市民の皆さまからの質問や意見もお受けしながら意見交換を行います。

開催地区	期日	会場
乙姫	9月25日(水)	乙姫体育館
黒川・役犬原	9月27日(金)	阿蘇広域消防本部
狩尾	9月30日(月)	尾ヶ石東部体育館
永水・跡ヶ瀬・的石	10月1日(火)	阿蘇西小体育館
内牧	10月4日(金)	阿蘇体育館
山田	10月7日(月)	山田体育館
波野	10月22日(火)	波野体育館
古城	10月28日(月)	古城公民館
中通	10月29日(火)	中通公民館
宮地	10月31日(木)	一の宮体育館
坂梨	11月1日(金)	坂梨公民館

時間はどの会場も午後7時～午後9時

☎ 総務課 秘書広報係 ☎ 22-3111

## 9月21日(土)～30日(月)は 秋の全国交通安全運動期間

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」

▶ 歩行者は反射材用品などの着用や安全な横断方法を実践しましょう。



▶ 運転者は早めのライト点灯やハイビームを活用しましょう。飲酒運転は絶対やめましょう。



▶ 自転車・特定小型原動機付自転車の利用時はヘルメットを着用し、交通ルールを遵守しましょう。



☎ 防災情報課 防災交通係 ☎ 22-3232

## 「私たちのまち」のマーケティングって何？ マーケティング無料講座開催

**市**の誘致企業であるデジタルハリウッド熊本による無料の講座。今、マーケティングの役割や方法は大きく変化しつつあります。それは私たちの価値観そのものが変化しているからに他なりません。そして、まちづくりや地域おこしといった活動も変わっています。私たちのまちについて何ができるのか、講座を通して考えてみませんか？

**とき** 9月7日(土) 午後1時30分～午後2時30分

**ところ** ASO&Co. (内牧 290 番地 2)

※メールによる事前の申し込みが必要です。

(✉ [kumamoto@dhw.co.jp](mailto:kumamoto@dhw.co.jp))

☎ まちづくり課 ☎ 22-3318

詳しくはこちら



## 阿蘇高菜を生産する人へ ハクサイダニに有効な農薬が 登録されました

**阿**蘇高菜に被害を及ぼしているハクサイダニに有効な「フォース粒剤」が、農薬登録されました。

現在、ハクサイダニに対する有効な防除法は、「フォース粒剤」の使用だけです。

ハクサイダニの被害にあったほ場では、播種前に「フォース粒剤」を全面土壌混和し、阿蘇高菜の安定生産に努めてください。

### POINT

- ▷ 農薬は容器ラベルを確認し、適正に使ってください。
- ▷ 阿蘇高菜は適用農薬上「からしな」に分類されます。

☎ 阿蘇地域振興局 農業普及・振興課

☎ 22-1115



## 第10回Aso動物愛護まつり

**長**寿犬猫表彰、動物フォトコンテスト、犬のしつけ方相談、乗馬体験など、動物に関するイベントを開催予定。参加は無料です。

ペット同伴の際には、熱中症や事故などに注意してください。

**とき** 9月21日(土) 午後1時～午後3時

**ところ** 四季彩いちのみや

☎ 阿蘇地域動物愛護推進協議会事務局

☎ 24-9035

☎ 市民課

☎ 22-3135



## 令和7年度 こどもまんなか児童福祉週間 標語募集

**募集期間** 9月30日(月)まで

**募集内容** こどもたちを応援する標語や、未来に向けてのこどもたちからのメッセージとなる標語

☎ (公財) 児童育成協会

☎ 03-5357-1174

応募は児童育成協会ホームページ



## 広報あそ広告募集！

令和6年10月号からの広告を受け付けます。  
詳しくは総務課秘書広報係 ☎ 22-3111 まで。

広告掲載号	掲載料	サイズ	その他
令和6年10月号～ (最大6カ月分まで まとめて申請可)	1枠あたり 10,000円/月	縦5cm × 横17.5cm	枠数は10枠/月。掲載は申込受付先着順。 画像データ(Jpeg)またはAiファイルでの入稿。 申込・データ入稿は発行前月の10日まで。

## 年金出張相談 ※要予約

**年**金請求の手続きや受給している年金などについて相談できます。

一の宮保健センター 9月2日(月)

農村環境改善センター 9月9日(月)

(いずれも午前10時～午後3時)

〒熊本東年金事務所 ☎096-367-2503

## 心配ごと相談 ※要予約

**日**常生活の悩み、心配ごとに関する相談。

阿蘇保健福祉センター 9月5日(木)・10月3日(木)

就業改善センター 9月19日(木)

(いずれも午前10時～正午)

〒阿蘇市地域包括支援センター ☎32-5122

## ジョブカフェ阿蘇ランチ ※要予約

**無**料の就労相談所。どなたでも利用できます。

とき 平日 午前10時～午後5時

ところ 阿蘇地域振興局

〒ジョブカフェ阿蘇ランチ ☎22-8178

## 不動産に関する相談会

**不**動産売買、賃貸、管理、空き家、空き土地などに関する相談を相談員が分かりやすくアドバイスをします。弁護士による法律相談も開催します。

とき 10月4日(金) 午後1時～午後4時  
(弁護士相談は午後1時30分～午後4時まで)

ところ 阿蘇草原保全活動センター 草原情報館

対象 どなたでも可。相談無料。

申込 事前申し込み不要。

〒(公社)熊本県宅地建物取引業協会  
☎096-213-1355

## 子育て相談 ※要予約

**保**健師・管理栄養士・臨床心理士などがお子さんの成長に合わせたアドバイスを行います。

とき 9月6日(金)・20日(金)・10月4日(金)  
午前9時～午後2時

ところ 一の宮保健センター

〒健康増進課 ☎22-5088

## 法律相談 ※要予約

【民事・家事・刑事など】

とき 9月5日(木)・10月3日(木)  
午後1時～午後4時

ところ 阿蘇保健福祉センター

〒阿蘇市地域包括支援センター ☎32-5122

## あそカフェ

**認**知症の人や家族、地域住民が気軽に集い相談や悩みを語り合う憩いの場。

阿蘇保健福祉センター 9月11日(水)

波野保健福祉センター 9月13日(金)

(いずれも午前10時～正午)

〒阿蘇市地域包括支援センター ☎32-5122

9月1日(日)から10月31日(木)は「行政相談月間」  
特設行政相談所

**行**政相談委員による特設相談所を開設します。行政に関する意見、要望など、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

とき・ところ 時間はいずれも午前10時～午後3時  
9月10日(火) 市役所2階会議室  
10月18日(金) 市役所北側別館大会議室

## 行政相談員

- ▷井 重男 (一の宮地区) ☎22-3790
- ▷小野 真由美 (阿蘇地区) ☎32-2812
- ▷岩下 哲郎 (波野地区) ☎24-2620

※人権擁護委員による相談受付も予定しています。

〒熊本行政評価事務所 ☎096-324-1662  
総務課 総務係 ☎22-3111



令和6年10月から

園福祉課 子育て支援係

☎ 22-3167

# 児童手当制度が変ります



令和6年10月分（令和6年12月支給分）から児童手当が以下のように変わります。

詳しくは市ホームページ

## 新 令和6年10月から

## 旧 令和6年9月分まで

支給対象

18歳到達後の最初の年度末までの児童

15歳到達後の最初の年度末までの児童

所得制限

所得制限 なし

所得制限あり

手当月額

3歳未満

第1子・第2子… 15,000円 第3子以降… 30,000円

3歳未満 一律 15,000円

3歳～小学校 第1子・第2子 10,000円  
修了まで 第3子以降 15,000円

3歳～18歳到達後の最初の年度末まで

第1子、第2子… 10,000円 第3子以降… 30,000円

中学生 一律 10,000円

所得制限以上 一律 5,000円  
(特例給付)

児童の教え方

22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を  
対象として、上から順に第1子、第2子…と数える

18歳に達する日以後の最初の3月31日  
までの子を対象として、上から順に第1  
子、第2子…と数える

支給月

年6回 (12月、2月、4月、6月、8月、10月)

※ 制度改正後の初回支給は令和6年12月

年3回 (10月、2月、6月)

### POINT

令和6年6月時点、阿蘇市で児童手当・特例給付を受給している人……………申請は**不要**です

※ 近日中に支給対象児童の確認に関する通知を送付します。

※ 新たに対象となる児童がいる場合、申請が必要な場合があります。通知で確認してください

現在阿蘇市で児童手当・特例給付を受給していない人（公務員の人を除く）……………申請が**必要**です

※ 阿蘇市の公簿上で確認ができ、新たに児童手当の申請が必要な人へは近日中に申請に関する案内を送付します。

阿蘇市の公簿上で確認できない人（対象となる児童と別居している人など）には案内が届きません。ご自身で申請の必要有無について確認してください。

# 耳鼻咽喉科

月曜

水曜

金曜

土曜

気になる  
診療日程はコチラ



耳・鼻・喉の病気や、耳鼻咽喉科に関する  
アレルギー疾患等の診察を致します。

医療法人社団 坂梨会 阿蘇温泉病院

【☎0967-32-0881】

広告